

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取中部ふるさと広域連合の公平委員会の事務の受託 (市町村振興課)  
生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健課)  
指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)  
保険医等の登録 (保険課)
- 土地改良区の役員の就退任 (六件) (農村整備課)
- 土地改良区の役員の退任 ( )
- 土地改良区の定款の変更の認可 ( )
- ◇ 教委規則 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 (小中学校課)  
鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 ( )
- ◇ 海区漁業 漁業法による公聴会の開催
- ◇ 委 告 交通誘導警備に係る警備員等の検定の実施 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施 (農政課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百九十三号

地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基づき、次の規約により鳥取中部ふるさと広域連合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取中部ふるさと広域連合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約 (公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第七条第四項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合 (以下「甲」という。) は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県 (以下「乙」という。) に委託する。

(経費)  
第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務 (以下「委託事務」という。) を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成十年七月一日から施行する。

鳥取県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うえた歯科	鳥取市江津三七五―四	平成十年七月一日

鳥取県告示第四百九十五号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 仁厚会	倉吉市山根四三	訪問看護ステーションくらよし	倉吉市山根四三	平成十年六月二十九日

鳥取県告示第四百九十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
三宅正大	鳥医五七五八	平成十年六月二十五日
桑本 将	鳥医五七五九	〃
龜山康弘	鳥医五七六〇	〃
橋本 潔	鳥医五七六一	〃
中西順子	鳥医五七六二	〃
角田佳穂	鳥医五七六三	平成十年六月二十九日
宗像理恵	鳥医五七六四	〃
福嶋瑞子	鳥医一〇八五	平成十年六月二十五日

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田南部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 丸 山 道 一 岩美郡岩美町大字外邑二三九一

平成十年三月二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 西 垣 善 寛 岩美郡岩美町大字外邑二八〇

平成十年三月二十六日就任 任期平成十一年三月三十日まで

鳥取県告示第四百九十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条  
第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 原 田 重 榮 東伯郡大栄町大字島六九六一

平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 福 光 克 己 東伯郡大栄町大字島七四九

平成十年五月一日就任 任期平成十三年三月三十一日まで

鳥取県告示第四百九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり鷹狩土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条

第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 森 尾 真 一 八頭郡用瀬町大字鷹狩七〇八

〃 小 林 重 康 八頭郡用瀬町大字鷹狩五九一

〃 平 井 正 弘 八頭郡用瀬町大字鷹狩七七

〃 森 尾 充 八頭郡用瀬町大字鷹狩六八一

〃 柴 将 志 八頭郡用瀬町大字鷹狩八三五

〃 森 田 和 男 八頭郡用瀬町大字鷹狩五二一

〃 森 田 悦 雄 八頭郡用瀬町大字鷹狩一四一一

〃 森 尾 平 一 八頭郡用瀬町大字鷹狩六九四

〃 小 谷 憲 明 八頭郡用瀬町大字鷹狩四六九

平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森 尾 充 八頭郡用瀬町大字鷹狩六八一

〃 小 林 敬 一 八頭郡用瀬町大字鷹狩七〇四

〃 森 田 百 一 八頭郡用瀬町大字鷹狩二六

〃 森 田 一 則 八頭郡用瀬町大字鷹狩五二三

〃 小 林 武 人 八頭郡用瀬町大字鷹狩二二一四

〃 森 田 和 男 八頭郡用瀬町大字鷹狩五二一

〃 柴 将 志 八頭郡用瀬町大字鷹狩八三五

〃 森 尾 平 一 八頭郡用瀬町大字鷹狩六九四

〃 小 谷 憲 明 八頭郡用瀬町大字鷹狩四六九

平成十年四月一日就任 任期二年

鳥取県告示第五百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 小川 昇 岩美郡岩美町大字本庄四九六

平成十年三月二十七日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 平田 政弘 岩美郡岩美町大字本庄四八二

〃 吉田 茂 岩美郡岩美町大字太田一七九

平成十年三月二十八日就任 任期平成十一年三月二十四日まで

鳥取県告示第五百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 本川 一孝 倉吉市下古川五一

〃 徳田 昭雄 倉吉市井手畑九九

〃 石村 静臣 倉吉市新田二四二

〃 山本 幹裕 倉吉市小田一六七

〃 徳田 清博 倉吉市古川沢一九〇

〃 牧田 照徳 倉吉市中江二五九

〃 生田 厚 倉吉市大塚二二〇

〃 福田 勝頼 倉吉市穴窪二五一

〃 野嶋 正義 東伯郡北条町国坂四三〇

監事 山本 幸人 倉吉市小田一九二

〃 伊東 祐道 倉吉市新田二八九

平成十年四月二十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 本川 一孝 倉吉市下古川五一

〃 野嶋 正義 東伯郡北条町国坂四三〇

〃 石村 静臣 倉吉市新田二四二

〃 山本 幹裕 倉吉市小田一六七

〃 徳田 清博 倉吉市古川沢一九〇

〃 徳田 一範 倉吉市井手畑三八

〃 牧田 照徳 倉吉市中江二五九

〃 生田 厚 倉吉市大塚二二〇

〃 福田 勝頼 倉吉市穴窪二五一

監事 伊東 祐道 倉吉市新田二八九

〃 山本 幸人 倉吉市小田一九二

平成十年四月二十二日就任 任期四年

**鳥取県告示第五百二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 河 本 茂 東伯郡東伯町大字八橋三二七〇

平成十年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂 中 孝 康 東伯郡東伯町大字八橋一二二九一

平成十年四月一日就任 任期平成十一年九月十三日まで

**鳥取県告示第五百三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 藤 本 昭 之 東伯郡東伯町大字下伊勢五三九一

平成十年三月二十七日退任

**鳥取県告示第五百四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成十年七月八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年七月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**教育委員会規則**

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年七月十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

**鳥取県教育委員会規則第六号**

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年十月鳥取県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号ハ中「第九号」を「第十号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十三号」を「第十四号」に、「第十四号」を「第十三号」に改め、同号ハの次に次のように加える。

ニ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成九年法律第九十号）第二条第一項の規定の適用を受ける者にあつては、小

学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律  
施行規則（平成九年文部省令第四十号）第四条に規定する証明書  
第十三条を次のように改める。

（非常勤講師任命等の届出）

第十三条 免許法第三条の二第二項の規定による届出は、非常勤講師任命（雇用）届出  
書（様式第十号の二）を提出して行わなければならない。

様式第五号を次のように改める。  
様式第五号（第7条、第9条―第11条関係）

身体に関する証明書

現住所  
氏名

年 月 日生

記

健康診断  
(就業の可否)

上記のとおり相違ないことを証明します。  
年 月 日

住所 (所在地)  
医療機関名  
医師

氏 名 ①

備考 健康診断の欄は、問診及び聴診による診察により就業の可否を記入すること。  
(血液、尿、レントゲン、心電図等の検査は不要)

様式第七号を次のように改める。  
様式第七号（第七条、第九条—第十一号関係）

人物に関する調査書

現住所  
氏名

年 月 日生

記

評 定	指導力	責任感	判断力	誠実さ	協調性
所 見					

上記のとおり証明します。

年 月 日

学校長  
(所属長)

氏

名

実務証明責任者

印

備考 1 評定の欄は、優れている場合はA、普通である場合はB、劣っている場合はCと記入すること。

2 学校長（所属長）及び実務証明責任者の証明方法は、様式第4号の備考1及び備考2と同じ。

様式第十号の二を次のように改める。  
様式第十号の2（第十三号関係）

番 年 月 日

非常勤講師任命（雇用）届出書

鳥取県教育委員会 様

任命権者  
(雇用者)

印

下記の者を非常勤の講師に充てたいので、教育職員免許法第3条の2第2項の規定により届け出ます。

記

氏 名			
設 置 者	勤務予定	学校名	
教授又は実習に係る事項			
勤務予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
非常勤講師に充てることか特に必要であると認める理由			
一週間当たりの授業時間数			

備考 履歴書を添付すること。

様式第十号の三を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年七月十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第七号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表鳥取盲学校の項及び鳥取聾学校の項中「三一人」を「三二人」に、「二一人」を「二六人」に改め、同表鳥取養護学校の項中「二一人」を「三一人」に改め、同表白兔養護学校の項及び倉吉養護学校の項中「五二人」を「五九人」に改め、同表皆生養護学校の項中「四五人」を「四八人」に改め、同表米子養護学校の項中「五二人」を「五九人」に改める。

附 則

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成十年七月十四日

鳥取海区漁業調整委員会会長 植 田 健 二

一 開催日時及び場所

日 時	場 所
平成十年七月二十八日 午後一時三十分から	東伯郡北条町土下一二二 北条町中央公民館講堂

二 案件

鳥取海区における第一種区画漁業及び第三種共同漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間並びに区画漁業の地元地区及び共同漁業の関係地区の事前決定について

三 公述者

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、年齢、従事する漁業の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成十年七月二十一日午後五時までに鳥取海区漁業調整委員会に提出すること。

## 公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2の規定に基づき、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成10年 7月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備 2級
- 2 実施日時  
平成10年10月24日（土）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
東伯郡大栄町大字由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定の内容  
(1) 学科試験  
ア 警備業務に関する基本的な事項  
イ 法令に関すること。  
ウ 車両等の誘導に関すること。  
エ 事故の発生時における応急の措置に関すること。  
(2) 実技試験  
ア 車両等の誘導に関すること。  
イ 事故の発生時における応急の措置に関すること。
- 5 受検資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるもの
- (2) 平成10年10月24日現在満18歳以上であること。
- (3) 警備業法（第3条第1号から第5号までのいずれにも該当しないこと。
- (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者にあつては、当該取消の日から起算して3年を経過していること。
- 6 検定申請書の受付期間  
平成10年 8月17日（月）から同年 9月16日（水）まで
- 7 検定申請書の提出先  
(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署  
(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署  
なお、郵送による検定申請書の提出は、認めない。
- 8 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は正副2通とし、次に掲げる種類を添付すること。  
(1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）  
(2) 警備業法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書  
(3) 警備業法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書  
(4) 警備業法第3条第1号から第5号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面  
(5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉  
(6) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを証する書面（所定の様式によること。）
- 9 検定手数料及び納付方法

<p>検定手数料は、22,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消し印をしないこと。</p> <p>10 その他</p> <p>(1) 受検者は、筆記用具を持参すること。</p> <p>(2) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。</p>	<p>となるため、施工計画、工程管理等を十分に行う必要がある。</p> <p>ウ 桁の架設等のために2級河川加勢蛇川内で工事を行う場合の許可期間は、平成10年10月21日から平成11年6月9日までである。</p> <p>(4) 工事概要</p> <p>橋梁上部工製作・架設</p> <p>設計荷重：B活荷重</p> <p>形 式：4径間連続非合成鉄桁（耐候性鋼材）</p> <p>橋 長：L=147m</p> <p>支 間 長：36.25m+36.75m+36.75m+36.25m</p> <p>平面線形：直線</p> <p>斜 角：87度</p> <p>幅 員：全体幅員=8.7m          道路幅員=7.5m          車道幅員=6.0m</p> <p>架設方法：トラスクレーン工法（ベント工法）</p> <p>橋面工 鉄筋コンクリート床版 一式</p> <p>舗装工 一式</p> <p>高欄工 一式</p> <p>(5) 工期 平成10年8月から平成11年9月30日まで</p> <p>(6) その他</p> <p>本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による分担施工とし、構成員の分担は、次のとおりとする。</p> <p>ア 橋梁上部工製作及び架設工事は、代表者による施工とする。</p> <p>イ 橋面工工事は、代表者以外の者による施工とする。</p> <p>2 技術資料等の提出を求める対象者</p> <p>技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p>
<p style="text-align: center;">調 達 公 告</p>	
<p>公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。</p> <p>平成10年7月14日</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> <p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工 事 名 広域営農団地農道整備事業東伯中央地区（新法万橋）上部工工事</p> <p>(2) 工事場所 東伯郡東伯町大字法万</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>ア 本件工事は、東伯中央地区広域営農団地農道整備として、区間内の2級河川加勢蛇川を横断する橋梁の上部工（L=147.0m、W=8.7m）の製作、桁の架設及び橋面工の施工を行う工事である。なお、橋脚の地上からの高さは最低5.0m、最高13.5m程度である。</p> <p>イ 本件工事は、左岸側橋台に別途近接して施工予定の県営東伯中央地区広域農道（2-1工区）工事（平成10年10月1日から平成11年3月20日まで施工予定）と工期が重複しており、この工事の施工中に桁の搬入及び架設工事に着工すること</p>	

<p>(1) 共同企業体に関する条件 共同企業体の結成は、(2)で定める資格を満たす者の2名による自主結成とする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する条件 ア 構成員共通の資格 イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に掲げる者のいずれにも該当しないこと。 ロ 平成10年7月14日(火)から同年8月18日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。 ハ 代表者の資格 ニ 県外に本店を有すること。 ホ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(鋼構造物工事)の許可を受けていること。 ヘ 県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。 ト 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。)における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。 チ 昭和63年度以降に、道路橋における鋼橋上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事(以下「橋梁上部工の同種工事」という。)を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、20パーセント以上の出資比率で施工したものに限る。)があること。 リ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 レ 昭和63年度以降において、元請けとして施工した橋梁上部工の同種工事の現場経験を有する者であること。</p>	<p>ハ 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する土木施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。 ニ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する鋼構造物工事業についての指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。 ハ 代表者以外の者の資格 ニ 県内に本店を有すること。 ホ 県の平成10年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事のA級に係るものを有すること。 ト 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。 チ 昭和63年度以降に工事が完成している道路橋下部工工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員として施工した実績については、20パーセント以上の出資比率で施工したものに限る。)があること。 リ 本件工事の現地での施工期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。 レ 昭和63年度以降において、道路橋下部工工事の現場経験を有する者であること。 ロ 主任技術者にあつては、建設業法施行令第27条の3に規定する土木施工管理(一級)の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。 ハ 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する土木工事業業についての指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。 3 技術資料等の作成及び提出 (1) 技術資料作成要領の交付 ア 技術資料作成要領は、次により希望者に直接交付するものとする。 イ 交付期間及び時間</p>
--	--

平成10年7月14日(火)から同月28日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係(県庁本庁舎4階)

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により技術資料等を提出するものとする。

ア 提出期間及び時間並びに提出場所

(1)に同じ。

イ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係(電話0857-26-7331)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

(6) 共同企業体の構成員の分担工事額については、契約締結までに定め、届け出なければならぬ。